

大津地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成31年3月12日（火）午後2時から午後4時15分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

川添智史，齊藤一馬，田村公江，辻ひとみ，西岡繁靖，西川知一郎，羽座岡広宣，松田規久子，山村能寛

（ゲストスピーカー）

大住元肇

（事務担当者）

水上敏，菅祥行，高橋良次，上田靖，西川浩二，川瀬久雄，倉崎俊和，松本茂太

4 議事

(1) 委員の紹介

事務担当者から，前回委員会後に任命された大津地方裁判所委員会委員の紹介があった。

(2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：裁判員裁判の広報活動について）。

ア 裁判員候補者が法律知識はなくとも気負わずに安心して裁判に参加していただけるよう，昨年11月から裁判員候補者への通知発送時に，通知に加えて裁判長からの挨拶の書簡（季節に合わせた柔らかな色彩のデザインで親しみやすい文章で参加を呼びかける内容）を同封することとしたことを説明

イ 1月22日に裁判員経験者との意見交換会を開催し，裁判員等経験者にプラス面，マイナス面の経験談を含めた意見をいただき，その内容を当庁のウェブサイトで紹介したことを説明

ウ 前回委員会で実施した模擬手続を広く一般に実施するのがよいとの意見を受けて，3月に裁判長による経営者団体への出張講義において，職員による模擬評議の様子を撮影したビデオを上映する予定であること，5月に憲法週間行事として，小中学生を対象とした模擬裁判員裁判手続を実施する広報行事を予定していることを説明

(3) 利用者アンケートの報告

事務担当者から，庁舎内に備置きの来庁者へのアンケートについて，次のとおり，平成30年4月から平成30年9月分の内容などを報告した。

ア 回答数は10通である。回答者の性別は男性6人，女性4人であり，年齢は未成年

から70代までである。

イ 回答者の来庁用件は、手続案内、裁判・調停への出席、裁判傍聴などである。

ウ 裁判所施設について、利用しやすいとの回答が多い一方で、「別館の入口に開廷表が必要」との意見もあったため、現在、別館の入口に開廷表を備え付ける準備をしている。

エ 裁判所職員の対応については、「丁寧で親切」、「傍聴しやすかった」等の感想が多かった。

(4) 意見交換（テーマ「民事調停の利用促進について」）

事務担当者が民事調停の利用促進についての説明を行い、ゲストスピーカーである民事調停委員から実際の民事調停で感じていることを発表してもらった後、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおり。

(5) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の委員会は、平成31年9月17日（火）午後2時から午後4時30分までとする。テーマは「専門的な知見の活用について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, □ゲストスピーカー, ▲事務担当者)

【民事調停の利用促進について】

- 本日の意見交換事項である, ①利用者のニーズに応える調停運営について, ②調停手続の認知度を上げるための広報活動について, 先程のプレゼンテーションを踏まえて御意見, 御感想を賜りたい。
- 先程の説明を聞いて, 調停は利用しやすい制度という感想を持ったが, 利用者が少ないというのは, 調停手続の方がより良い解決を得られるのに実際には訴訟になっているケースが多いのか, 実際に紛争になっているが調停手続が利用されていないケースが多いのかどちらか。
- ▲ 個人的な意見であるが, 両方とも当たると思われる。地裁の民事訴訟についてはわからないが, 簡裁の民事訴訟においても, まずは調停手続で話し合いによる解決が可能だったのではないかと思われる事案も一定数あると感じている。また, 社会の中で色々な紛争があるにもかかわらず, 調停や訴訟といった手続が利用されずに潜在化しているのではないかと危惧している。
- 先程の説明で調停委員には色々な専門家がいると伺ったが, 事案の性質に応じて専門知識を有した調停委員が選任されるのか。
- ▲ 例えば, 建築関係の紛争であれば, 建築士の資格を持った調停委員を選任したり, 土地に関する紛争であれば不動産鑑定士の資格を持つ調停委員を選任するなど, 紛争の内容に応じて専門知識を有した調停委員を適切に選任している。
- 先程のプレゼンテーションで, 調停手続が利用されている紛争の類型が紹介されていたが, 例えば学校内での事故やいじめによる損害賠償に関する紛争の場合でも, 損害賠償請求について調停手続が利用できるということか。
- ▲ 当庁で実際にそのような調停がされたかどうかは不明であるが, そのような紛争であっても調停手続を利用することは可能である。
- 学校内での事故やいじめによる損害賠償請求の場合, 事故であれば学校にどのような注意配慮がされていたのか, いじめの場合はどのような事実があったのが重要となるが, 民事調停の場合, 裁判所が事実に関する調査を行ったりすることもあるのか。
- ▲ 民事調停の場合, 基本的には当事者双方から事情を伺ったり, 資料を提出してもらうことを基本的なスタンスとしており, 裁判所が自ら第三者委員会が行うような調査をすることまでは想定されていない。
- そうすると, 当事者が資料を提出しなければ, その中で調整を図らなければいけないということか。

- ▲ 調停制度はあくまで当事者の合意を目指すという制度であるため、当事者の一方が調停での解決を望んでいないのであれば制度にはなじまないことになる。当事者双方が調停での解決を望むのであれば、誠実に資料等を提出してもらえると考えている。
- 民事調停制度に関するパンフレットを見て、手続が簡易、迅速であったり、費用が安価であったりというメリットがあることが謳われているが、利用者からすれば、困ったことを解決してほしいという気持ちが強いであろうと思われる。パンフレットにも調停が成立すれば判決と同じ効力があることは記載されているものの、先程、調停委員からされた、「裁判所で行うので合意には法的拘束力があり、実行性も担保される。」という説明が非常にわかりやすく、納得性が高いと感じた。この点を広報活動において強く打ち出していけばよいのではないかと。また、先程の調停委員の話では、当事者双方が顔を合わせずに手続を進めることもできると伺った。パンフレット等に「話し合い」と記載されていると、普通は当事者が顔を合わせて話し合うと考えてしまう。当事者からすれば、双方が顔を合わせると嫌な気持ちになったり、相手方に言いくるめられてしまうのではないかと不安に感じてしまうと思うので、「話し合いで解決」と打ち出すには若干の違和感を感じた。
- ▲ 裁判所としては、「話し合う」とは当事者双方が面と向かって話し合うのではなく、あくまで調停委員を介して話し合うと理解している。
- 具体的な方法としてはそうであると思うが、「話し合い」と書くことによって、ユーザーからすると、当事者双方が面と向かって話し合うものとして理解してしまうのではないかと。
- ▲ 調停制度は、当事者双方の合意を目指す手続であり、合意が拘束力を持つものであるところ、当事者同士での話し合いによる解決が困難な場合に、裁判所の調停委員会が間に立つことによって、当事者同士の話し合いを助けていこうとするものである。それゆえに、パンフレットでは、判決とは対比させるために「話し合い」という言葉を使用しているが、ユーザーが誤解を生じる可能性があるという御意見については真摯に受け止めたい。
- 利用者のニーズに応える調停運営というテーマについて、利用者の求めるニーズが多様化しているとの説明があったが、調停になじむ類型となじまない類型があると思われる。調停になじむ類型をパンフレット等で例示すれば、当事者にとっても利用しやすくなるのではないかと。参考までにどのような類型が調停になじむのかを教えてもらえればありがたい。
- ▲ 当事者が多少なりとも合意で解決する気持ちを持っていれば、個々の事案に応じて調整方法を工夫しなければならないが、調停になじむ類型になると思われる。他方、当事者の一方が合意で解決する気持ちが全くなければ、調停になじまないかと捉えている。
- 初回の調停時に当事者から事情を聴いて、調停による解決は難しいと感じる事案もままあるが、それでも最終的に合意に至ることもある。調停委員としては、調停が申し立てられたからには粘り強くあきらめずに事情を聴きながら合意を目指して努力している。
- 申立人は調停での解決を望んで申し立てており、また、期日に出頭してきた相手方も何

らかの解決を望んで出頭してきていると思われる。その中で、どういう形であれば解決できるのかを模索し、調整を図るのが調停委員会の役割と考えている。

- 質問であるが、調停を申し立てられた相手方は、調停による解決を望まないのであれば、期日に出頭しなくてもよいということか。
- ▲ 調停が申し立てられると、調停期日を指定し、相手方に対し、調停申立ての内容を知らせた上、期日に出頭してほしい旨の通知がされることになる。制度上、相手方も期日に出頭しなければならないことになっているが、現実には、期日に出頭しない相手方もいる。相手方に出頭してもらえなければ、調停による話し合いをすることができないので、調停不成立として終了するか、申立人が申立てを取り下げることになる。
- 相手方に期日通知をする際に、相手方が出頭するよう強制力を持たせればよいのではないか。
- ▲ あくまで合意での解決を目指す手続であるため、話し合いに応じるつもりがない当事者を強制的に話し合いのテーブルにつかせても、ますます感情的になり紛争がこじれてしまう可能性も考えられる。一度、期日に出頭しなかっただけで手続を終了させることはなく、再度、期日を指定するといった運用も行っており、裁判所としては、当事者にできる限り出頭していただき話し合いのテーブルについてもらうよう努力している。
- 弁護士委員から、実際の調停手続を利用した経験を踏まえて御意見、御感想をいただきたい。
- ◎ 民事調停の利用が減っている原因としては、認知度が低いのもあるが、ここ十数年で多様な裁判外紛争解決制度、いわゆるADRができているのも一因として挙げられる。弁護士会でも交通事故に特化した紛争処理を行ったり、住宅関係の紛争は専門機関が相談や調停手続に似た紛争処理を行ったりと、特定の分野において、特定の専門機関が紛争解決を実施しており、これまで民事調停を利用して解決されてきた紛争事案が他の手続に流れていることも減少の一因かと思われる。そういった中でも、民事調停制度は利用するメリットがあり利用促進させる必要はあるところ、民事調停において、事案に応じて専門知識を有した調停委員が選任されることは一般的に知られていないのではないか。専門性の高い紛争事案でもそれに応じた調停委員が選任され、解決を図ることができるというメリットを全面的に押し出して広報することも必要と感じている。
- 紛争が発生した場合、まずは弁護士に相談するものと思い込んでいたが、先程の説明を聞いて、調停手続は本人でも手軽に利用できることを知った。同じように考えている人も多いかと思うので、法律の専門家に依頼しなくても当事者本人だけで安心して利用できることを打ち出していけば、利用が促進されるのではないかと感じた。
- ▲ その点についても広報に努めているが、今の話を伺って、更なる努力が必要であると感じている。
- ▲ 当事者本人が申し立てる場合、裁判所では利用できる手続の説明や手続の申立書の書式を交付するといった手続案内はできるが、中立性及び公平性の観点から、どの手続を利

用したり、どのように主張すれば申立人に有利になるといった法律相談に乗ることはできないため、そういった場合は法律の専門家に相談するよう教示している。

- 本日の説明を聞いて、民事調停制度は利用しやすい制度であることが理解できた。まだまだ一般には知られていないと思うので、メディアを通じて知ってもらうことも必要ではないかと感じた。また、調停委員が当事者から事情を聴取して的確に紛争の内容や争点を把握した上で公正中立に適切な調整を図ることができるよう、裁判所として調停委員にどのような研修等の取組を行っているのかを教えてほしい。
- 調停委員が心掛けているのは、当事者に対し、どうすれば解決することができるのかを裁判官、調停委員と一緒に解決策を考えましょうという姿勢を見せるようにしている。
- ▲ 裁判所としては、調停委員が当事者から事情を聴取する際には、事実を丁寧に聴取してもらい、不用意な感想や意見は述べないようにしてもらっている。また、調停委員には公平中立な立場であることを意識してもらっており、当事者双方から意見を聴取する際も一方だけ長くなることがないようにしたり、仮に長くなった場合でも相手方に長くなった理由を説明したりと、当事者に不公平感を持たれないように配慮して運営している。
- 調停委員に対しては、新任、中堅にかかわらず、年に数回程度、研修を実施しており、上記のような調停委員としての心構えや適切な調停の運営方法について教示、協議する場を設けている。また、個別の紛争解決についても、評議といって調停委員会を組織する裁判官と調停委員が事案の解決に関して互いの意見を出し合い、議論することによっても中立公平性を担保している。
- ▲ 調停運営は裁判官と調停委員との評議の上で決めており、内部的に意見が偏らないようになっている。評議では当事者に対する説明内容、方法などについても協議しながら、当事者に不公平感を与えないよう、丁寧に調停を進めている。
- 先程、調停に向く類型と向かない類型について話があったが、調停に向く類型について、パンフレットにも例示がされているものの、もう少し例示の範囲を広げていければ、より利用は促進されるのではないかと感じた。
- ◇ 民事訴訟においても調停に付すことが可能であるところ、そのニーズは先程から話に出ているとおり、専門家の力を借りたいときにある。例えば、建築関係訴訟において、建築士の調停委員の力を借りれば、当事者にとって落ち着いた良い解決を図ることができると考えられる場合である。調停に付す以外にも、担当裁判官から、当事者に今後の当事者の関係も踏まえて判決ではなく合意を促し、和解による解決を図ることもあり、相当な数が当事者の合意で終局している。合意による解決の方が金銭支払いの担保も高まるといったメリットもある。
- 最近、法律事務所のコマーシャルがよく放送されているが、民間企業としても、コンプライアンスの関係から、トラブルが発生した場合には弁護士事務所に頼る場面は多くなっているところ、弁護士事務所にそのような相談をした場合、弁護士から、こういう場合は民事調停で解決を図ることができるなどといったアドバイスをもらったりできるのか。

- ▲ 先程紹介した利用者アンケートにおいては、申し立てる前にどういった機関に相談したかという項目もあるところ、弁護士や弁護士会での法律相談が39.4パーセント、市町村での無料法律相談が17パーセント、法テラスでの法律相談が8.9パーセント、司法書士会での法律相談が4.8パーセント、警察や消費者センター等での相談が3パーセントという回答結果となっており、当事者は何らかの機関に相談した上、民事調停手続を紹介されて手続を利用している場合が多いものと考えている。調停委員の中には弁護士もいらっしゃるが、調停委員の研修の際に、自分が調停委員になる前には弁護士として調停を利用することはあまり考えていなかったが、調停委員になり、研修等において調停委員がスキルアップのために熱心に取り組んでいることを知って調停のメリットを実感したと述べていた。そういう意味では、弁護士にもっと民事調停のメリットを知っていたければ、民事調停の利用も増えるかもしれないと感じている。
- 本日は、民事調停手続について説明いただき、同手続を理解できる貴重な機会となったと感じている。一般に民事調停の認知度を上げて利用を増やしていくためには、これまでももされているかと思うが、解決に至った事例を具体的にウェブサイトに掲載するなどして広報すれば、ユーザーにとってありがたいと思うが、それは可能か。
- ▲ 合意に至る過程は事案に応じて個別具体的な事情によるものであるため、具体的な内容まで紹介することは相当ではなく、先程視聴していただいたDVDで紹介されていたように、貸金や地代等に関する事案、交通事故に関する事案といった一般的に調停に利用しやすい類型として紹介する程度しかないと考えている。
- 法曹関係者からすると、紛争の事案から調停になじむかどうか判断できると思うが、一般市民からするとそういった判断ができず、法テラス等に相談することになる。DVDで紹介している事案を増やすだけでも利用促進に繋がるのではないか。
- 貴重な御意見として受け止めたい。紹介する事案を増やすと、これに当てはまらない事案は調停になじまないと思われ誤解される可能性もあり、調停制度のメリットである解決の柔軟性を国民にどのように理解していただくのかは難しい課題であると感じている。
- 先程、調停委員の研修がされていると伺ったが、例えば、自治会などには近隣のトラブルが持ち込まれることが多いと考えられるところ、自治会役員に対して研修の機会などがあれば、そこで民事調停手続の説明をすれば、利用促進に繋がることもあるのかなと感じた。
- ▲ 自治会でどのような研修がされているのかまで把握していないが、今後の民事調停の認知度を上げるための広報検討の参考にさせていただきたい。
- 本日は身近でありながら奥の深いテーマであったが、委員の皆様には制度を理解いただいた上、貴重な御意見を賜った。裁判所として、今後も利用促進に向けた取組に励んでまいりたい。

以上